

私立高等学校等用（県内）

広島県知事様

令和 年 月 日

R07

広島県高校生等奨学給付金受給申請書 兼
広島県高等学校等学びの变革環境充実奨学金受給申請書

学校使用欄	
奨学給付金の 通し番号	
就学支援金の 受付番号	

私は、以下の4点全ての項目を確認した上で、高校生等奨学給付金の受給を申請します。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、広島県の求めに従いその全額を即時返還します。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支給対象ではありません。
- 対象生徒について、広島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。（広島県高等学校等学びの变革環境充実奨学金のみを申請する場合は除く。）

【申請者（保護者等）】該当する口に✓印を付けてください。

ふりがな		電話番号	
氏名		平日の日中に連絡のとれる電話番号	- -
住所	〒 -	電子メール	
生徒との関係	<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 生徒本人	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> その他（ ）	生徒との続柄 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他（ ）

【対象となる高校生等】該当する口に✓印を付けてください。

ふりがな		生年月日	平成 年 月 日
生徒氏名			
在学する学校	学校名/学年 広島翔洋高等学校	科 年 組 番	
学校の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 専修学校（高等課程） <input type="checkbox"/> その他（ ）	課程	<input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> その他（ ）
		入学年月	令和 年 4月 入学
過去の高等学校等における在学の状況	学校名	～ 年 月 日	学校の種類・課程 在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	学校名	～ 年 月 日	学校の種類・課程 在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

記入しない

■ 生徒が広島県内の私立高等学校等に在学している場合のみ

【生徒用コンピュータ等購入等状況】（該当するどちらかの口に✓印を付けてください。）

<input type="checkbox"/>	学校の指示により、授業で使用する生徒用コンピュータ等を保護者等の負担で購入等 [*] したことが及び国又は他の地方公共団体その他の団体等から助成を受けていないことを誓約します。 [*] リース又はレンタル等の費用を負担している場合も含まれます。
--------------------------	---

<input checked="" type="checkbox"/>	生徒用コンピュータ等を保護者等の負担で購入等していません。 例：購入等の指示を受けていない。 無償で機器を借りている。もともと所有をしていた、国等の助成を受けて購入等した 等
-------------------------------------	---

【保護者等の収入の状況】 ※次の(A)又は(B)の該当する口に✓印を付けてください。

(A)生活保護(生業扶助)受給世帯の方

<input type="checkbox"/>	生活保護(生業扶助)を受給しています。(7月1日時点) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。【書類③】
--------------------------	--

(B)非課税(道府県民税及び市町村民税の所得割額が0~99円)の世帯の方

<input type="checkbox"/>	(a)生活保護(生業扶助)を受給していません。(7月1日時点) 私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。
<input type="checkbox"/> <small>(任意: 県内校の個人番号提出世帯のみ)</small>	〔就学支援金申請時に個人番号を提出された方のみ〕 (b)高等学校等就学支援金の認定審査において算定された保護者等の課税に関する情報を、この認定審査においても利用することに同意します。 ※住民税が未申告の方は、申請前に必ず課税期日(本年1月1日)に住所のあった市区町村に対して住民税の申告を行ってください。

次のとおり課税証明書等を提出します。 ※(1)~(6)のいずれかの口に✓印を付けてください。

(1)	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分	※生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2名存在する場合
(2)	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 ※親権者のいずれかが日本国内で住民税を課されていない場合、原則対象外。	<input type="checkbox"/> 離婚、死別等により親権者が1名の場合 <input type="checkbox"/> 親権者が存在するものの、DV・児童虐待等のため危害が及ぶことが考えられる場合や失踪・養育放棄により接触できない場合など、家庭の事情によりやむを得ず親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 ※単に別居しているだけの場合は、2名分の課税証明書等の添付が必要です。ただし、別居中の親権者に課税証明書等の提出を求めても応じてもらえない場合は、「養育放棄」に該当する場合があります。
(3)	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 ()名分	親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※法人である場合、又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている場合は、その者を除く。
(4)	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者 2名分	生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
(5)	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者 1名分	・生徒が未成年であり、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・生徒が成人に達しており、主たる生計維持者が存在する場合 等
(6)	<input type="checkbox"/>	生徒本人	・生徒が未成年かつ(1)~(5)いずれも存在しない場合 ・生徒が成人に達しており、主たる生計維持者がいない場合 等



※(6)の場合のみ使用可。

<input type="checkbox"/>	未成年かつ県民税及び市町村民税の所得割額が課されるだけの収入を得ていないため、課税証明書等の提出を省略します。
--------------------------	---

【添付書類の確認欄(使用任意)】 次の書類を添付し、申請します。

✓	提出書類	留意事項	入手先
<input type="checkbox"/>	① 振込口座の通帳等の写し(申請者名義のもの)	原則全員提出。 キャッシュカード等の写しも可。 ※学校代理受領の場合は提出不要。	-
<input type="checkbox"/>	② 課税証明書 又は 非課税証明書	原則全員提出。 ※裏面(B)(b)に同意する場合や、③を添付する場合提出不要。	市区町役場の窓口等
<input type="checkbox"/>	③ 生活保護受給に関する証明書(該当者のみ)	生業扶助受給の有無が確認できる証明書(県が定める様式で福祉事務所から証明を受けることを推奨。)	市(区町)福祉事務所
<input type="checkbox"/>	④ 委任状	学校代理受領を希望する場合に提出。	-